

2019年11月18日時点

【概要】

- ・コンゴ民主共和国(旧ザイール)北東部の北キブ州において、同国10回目のエボラ出血熱が発生したことが、2018年8月1日(現地時間)に同国保健省及び世界保健機関(WHO)より発表された。
- ・2018年8月16日、WHO事務局長は、今回のアウトブレイクをグレード3(※)の危機と宣言した。
 - ※一国内において、かなりの規模の対応が必要とされる公衆衛生上の事態が発生している状況(グレード3が最高値でありWHOの判断による)。
- ・同国保健省は、2019年11月17日までに、北キブ州・イツリ州・南キブ州の3州において、2,196名の死亡例を含む患者3,296名(うち確定3,178名)の発生を報告している。



- ・同国保健省は、2018年8月8日にエボラワクチンの接種を開始したと発表。
- ・治療薬として承認されているものはないが、Zmapp、Remdesivir、REGN、mAb114、Favipiravirが、WHOの倫理に関する枠組み(未承認薬の緊急使用に関する監視)において、治療薬候補としてリストに挙げられている。
- ・2019年6月11日、ウガンダ共和国の保健省及びWHOは、同国内でのエボラ出血熱の発生を確認したと発表(3名の死亡例(8月30日時点))。
- ・2019年7月14日、コンゴ民主共和国の保健省及びWHOは、北キブ州の州都ゴマでのエボラ出血熱の発生を確認したと発表。WHOは7月17日(スイス時間)に緊急委員会を開催し、現状が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」に該当すると判断した。10月18日(スイス時間)に開催された緊急委員会において、PHEIC継続との見解が示された。
- ・2019年8月16日、コンゴ民主共和国の保健省及びWHOは、南キブ州でのエボラ出血熱の発生を確認したと発表。

【日本の対応】

- 2019年7月18日に内閣危機管理監を議長とする関係省庁局長級会議を開催し、当面、次の措置を講ずることを確認。
 - ▷ 国際的な連携を密にし、コンゴ民主共和国及びウガンダ共和国におけるり患の状況、WHOや諸外国の対応状況等に関する情報収集に最大限の努力を払う。
 - ▷ 在外邦人を含めた国民のり患を防止することを目的として、以下の対策を実施する。
 - ・感染症危険情報の発信等による的確な情報提供及び空港における広報活動の強化
 - ・コンゴ民主共和国及びウガンダ共和国の在留邦人に対する情報提供
 - ・検疫・入国審査の強化並びにコンゴ民主共和国及びウガンダ共和国からの入国者の健康監視
 - ▷ り患者が入国した場合に備え、検査体制等の受入体制を準備する。

→ ウガンダ共和国については、2019年8月22日付けで流行国としての対応を取りやめた。